なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が33箇所存在するが、このうち28箇所については発掘調査等が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る5箇所についても県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、常磐自動車道と東関東自動車道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画のうち、茨城県区間については平成6年4月21日に都市計画決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本件事業については、4車線の事業として都市計画決定されているところ、2車線の事業として施行するものであるが、土工量、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

千葉県区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案の東側を主に通過するルート案及び西側を主に通過するルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び土工量が最も少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

○関東地方整備局告示第百六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所

二十号　八王子市館町一一二八番1から同市館町七五一番1（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年三月二十九日

○関東地方整備局告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十四年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成七年建設省告示第千五百六十八号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十五号線

三　事業施行期間　自平成七年九月七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百八号東京都市計画道路事業幹線街路環状第六号線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都世田谷区喜多見九丁目地内

○関東地方整備局告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第三十四号東京都市計画道路事業幹線街路環状第五の一号線

三　事業施行期間　自平成三年一月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十九日　関東地方整備局長　下保　修